

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 淀川製鋼所
(U R L http://www.yodoko.co.jp/)
代 表 者 名 取締役社長 鈴木 鐸志
(コード番号 5451 東証・大証の各第 1 部)
問 い 合 っ せ 先 経 理 部 長 東 川 寛
T E L 06 6245 1113

取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定の件

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定のご承認を求めめる議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 107 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

提案の理由

当社は、取締役および執行役員について、第 105 期より、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これに代えて同等の経済価値を有する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を割り当てることとしております。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

議案の内容

1. 当社の取締役の報酬等の額は平成 16 年 6 月 29 日開催の第 105 期定時株主総会において、年額 2 億 4,000 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役(社外取締役を除く。)に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 3,500 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないも

のいたします。

取締役の員数は、第3号議案が可決されますと、6名となります。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数 50個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式 50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容につきましては、平成18年6月29日開催予定の当社第107期定時株主総会において「取締役の報酬等の額の改定および報酬等の内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上